



岡山県マスコット「うらっち」

「学校における働き方改革 重点取組」 3年目！ 働き方改革の「目的」は？

今年度は、「重点取組」による働き方改革の3年目です。令和4年に示した、3年間の中期的な目標の達成に向けて、教育委員会、学校、教職員がそれぞれの立場で取組を進めていただいているところです。ここで改めて、「何のため」に働き方改革を行っているのか確認していただき、取組をより進めていきましょう。

目的

- 心身の健康の維持
○日々の生活の質の向上と教職人生の充実



教育の質の維持・向上による
児童生徒の豊かな成長

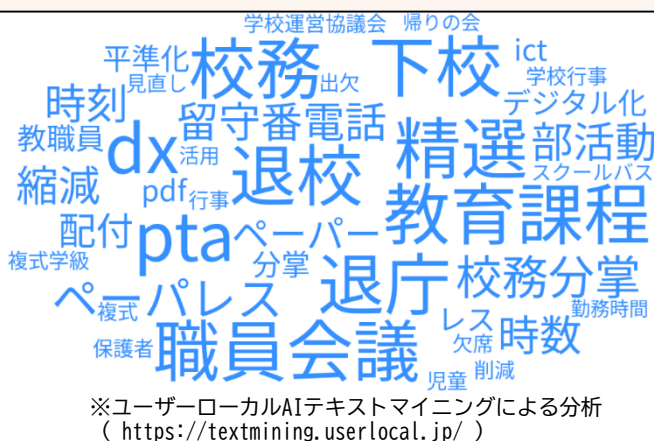
教職員が、健康で充実した生活を送ることが大切です。体調を崩すまで働いてしまっ
ては、児童生徒のためにもなりません。教職員が生き生きと働き続けることが「児童生
徒の豊かな成長」につながります。また、教職員のワークライフバランスの改善は、優
秀な人材を確保する観点からも欠かせないものとなっています。

Pick Up!

時間外勤務削減に向けた 学校の取組の具体

右に示しているのは、令和6年度副校長・教頭全員研修講座で協議した、勤務校における取組内容からキーワードとなる名詞を抽出したものです。

すでに学校で取組を進めている内容も
多いかもしれませんが、具体的な取組を
紹介します。



教育課程等

- ・余剰時数の削減等により、5時間で下校する日を週3日設定した。
- ・毎日行っていた清掃を週3日にして、子どもの最終下校時刻を早めた。

職員会議等

- ・職員会議資料をペーパーレス化し、事前に共有した。
- ・校務システムの掲示板を活用して朝礼・終礼の時間を短縮した。

校務DX等

- ・市内全校に係る連絡は、保護者連絡システムを使用して市教委から一括送信されるようになった。
- ・指導案や教材を学校間で共有した。

その他

- ・PTAの会議時間を勤務時間内に収まるよう設定した。
- ・通知表の所見を書く回数を減らした。

学校における働き方改革を進めるには、保護者や地域関係者等の理解と協力を得ることが大切です。PTA総会や学校運営協議会等、地域とつながる様々な場面で、市町村教育委員会と県教育委員会が連名で作成した「岡山県公立小・中学校の働き方改革緊急宣言」とそのチラシ等を積極的にご活用ください。



緊急宣言



チラシ

目標 — 現状 = 課題



岡山県マスコット「ももっち」

令和6年6月21日にNITSが開催した特定課題探究研修(働き方改革探究研修)で、「現状が変容すれば課題(解決しなければならない問題)も変わる。」という話がありました。令和5年度の勤務実態調査の結果等を踏まえた本県の現状(6月の時間外在校等時間)と目標は右のとおりです。

この結果は抽出校の平均時間ですので、市町村又は学校ごとに現状は異なると思います。具体的な課題設定につなげるため、各教育委員会、各学校の現状(令和5年度の月当たりの時間外在校等時間平均)と今年度の目標を右に書き込んでみましょう。

【岡山県】	(R5.6月調査)	(R7.6月目標)
小学校	約50時間	約43時間
中学校	約51時間	約45時間
高等学校	約52時間	約42時間
特別支援学校	約28時間	約25時間

※目標は「令和4～6年度学校における働き方改革重点取組」で示したものの。

【所属校等】	現状 (R5年度月平均)	目標 (R6年度月平均)
小学校	時間	時間
中学校	時間	時間
高等学校	時間	時間
特別支援学校	時間	時間

Pick Up!

江南市立布袋中学校の実践

(図1) グループでまとめた働き方改革推進に向けたアイデア例

上記のNITS研修では愛知県江南市立布袋中学校の事例発表がありました。布袋中学校で行われた働き方改革についての校内研修におけるワークショップの手順を紹介します。

①ルール確認

内容の質は気にせずアウトプットの量を増やすことを重視すること、仲間のアイデアを批判したり評価したりせずにすべてを歓迎することを確認した。

②意見出し

学年内でいくつかのグループに分かれ、働き方改革について自由な意見出しを行った。グループの記録係は、GoogleのJamboardを活用して出されたアイデアをデジタル付箋に記入し、グループ用のシートに張り付けた。(図1)

③意見の分類

出てきた意見を、学年の枠を超えたグループに編成し直し、内容ごとに「自助(個人でできること)」「共助(組織でできること)」「公助(国や自治体、教育委員会などでできること)」に分類した。「共助」に分類されたアイデアは教頭通信を通じて改めて職員全体で共有を図った。

「自助」「共助」「公助」という形で取組の主体を分類することで、自分たちで取り組むべき課題が明確になっています。布袋中学校では、「共助」のアイデアの多くが、組織的に一つ一つ実行されています。



出典：令和6年度探究型中央研修特定課題探究研修(働き方改革探究研修)
(長瀬 基延) 講義資料

放課後の時間を生み出す取組

福岡県古賀市では、2023年度から6時間の日を週1日にすることで、教員が授業改善のための時間や子どもたちに接する時間を確保できるようにしています。校長会で話し合い、夏休みを25日間、冬休みを11日間と短くすることで、減らした分の授業数を確保しています。教育委員会、学校、教職員が一体になることで、目指す学校の姿の実現につながると考えられます。



岡山県マスコット「ももっち」

令和6年度勤務実態調査の結果について

令和6年6月に教職員の勤務実態調査を実施しました。今回はその結果等について紹介します。

Pick Up!

全ての校種で時間外在校等時間が減少

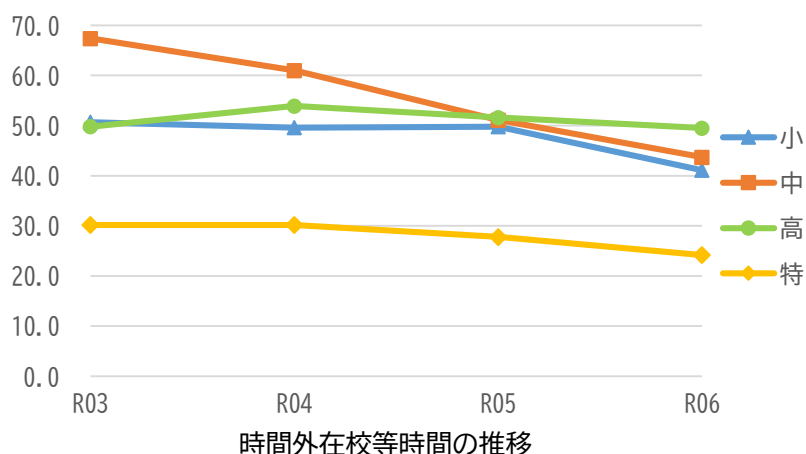
各学校、各教育委員会が自分事として取組を進めた結果、昨年度と比べて月当たりの時間外在校等時間は、小学校・中学校では**8時間程度**、高等学校・特別支援学校では**2～3時間程度減少**しています。

特に成果のあった取組として、次のようなものが考えられます。

- 教師業務アシスタント等の外部人材の活用
- 校務DXの推進
- 余剰時数の削減
- 児童生徒の登下校時刻の見直し
- 学校行事の縮減

	(R5.6月調査)	(R6.6月調査)
小学校	約 49.8 時間	約 41.1 時間
中学校	約 51.1 時間	約 43.7 時間
高等学校	約 51.6 時間	約 49.5 時間
特別支援学校	約 27.8 時間	約 24.2 時間

※小・中学校は各学校種約1割の抽出校の結果
高等学校・特別支援学校は全県立学校の結果



一方で時間外在校等時間は減少しているものの、

- 時間外在校等時間が80時間を超える教職員が特別支援学校を除いて「ゼロ」になっていないこと
- 週休日の業務の従事状況が大きく変わっていないこと

は問題であると考えています。「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」では、**1年当たりの時間外在校等時間の上限が360時間以内**となっており、「令和4～6年度 学校における働き方改革 重点取組」では、時間外在校等時間が**月45時間超の教職員ゼロを目指す**こととしています。引き続き、取組を進めていただくようお願いします。

負担を感じている業務

勤務実態調査の結果では、「学校の運営にかかわる業務」に負担を感じている教職員の割合がどの校種でも高くなっていました。外部人材の活用や校務DXを推進することで負担軽減につながると考えられます。

令和5年3月に改訂された、文部科学省作成「働き方改革事例集」も参考にしてください。



全国の学校における

働き方
改革
事例集

文部科学省作成



文部科学省

教師業務アシスタントの効果的な活用を！



岡山県マスコット「うらっち」

県教育委員会では、令和6年度から教師業務アシスタント（以下「教アシ」）を県内公立小・中学校（義務教育学校・中等教育学校前期課程を含む。岡山市立学校を除く。）全校に配置するよう予算措置をしています。今回は、教アシを活用することで教師が業務の見通しをもつことにつながっている学校を紹介します。

Pick Up!

玉野市立玉原小学校の事例

玉原小学校では、今年度6月から新規に教アシが配置されています。兼務配置校であり、教アシは木・金曜日に勤務しています。教員は「依頼票（兼務配置校と共同作成）」に業務内容を記入し、教アシの机の上に置いておくという形で依頼をしています。

教アシに作業を依頼する日を意識することで、以前よりも少し先まで見通した業務計画を立てることにつながっています。

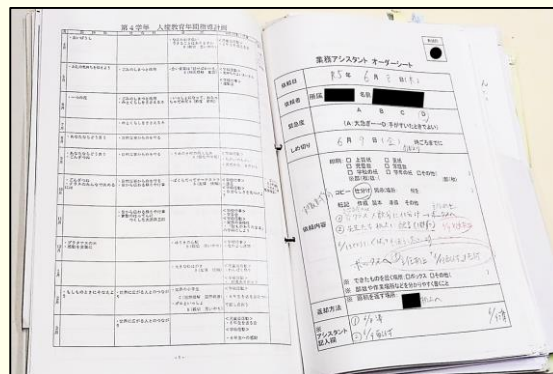
教アシの声

- ・校内の環境整備をお手伝いしたときなど児童を含め大勢の人に感謝され、やりがいを感じています。

倉敷市立西阿知小学校の事例

西阿知小学校では、平成28年度から教アシが単独配置されています。教アシに業務補助を依頼する文化が根付いており、依頼された業務が年度ごとにまとめて冊子にされています。

教師が余裕をもって業務に取りかかれるよう、昨年度の依頼状況を踏まえて、教アシから校務分掌の変わった教師へ事前に声をかけることもあります。



教アシの声

- ・教アシとして複数年関わっているので、その経験を生かしながら先生方の業務をお手伝いできています。

「教師業務アシスタントの手引」等も参考に！

昨年度末にお知らせしているところですが、教アシ配置事業実施要領の改訂に伴い、教アシが従事する業務内容を再整理し、令和6年2月に「教師業務アシスタントの手引」を改訂しています。教アシ活用の参考にしてください。

文部科学省作成の「教員業務支援員との協働の手引き」も参考になります。

